

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問内容 | 最終回答 | |
|-----|-------|----|-----|-----|-----|---------|---|---|---|
| 1 | 募集要項 | 3 | 2 | (7) | | 事業範囲 | 事業範囲の項目にその他の業務に当たるものについて明記されていませんが、その他の業務に当たるものとは上下水道の管理や電気保安、エレベーター保守などの業務を指すのでしょうか？ | 質問中の「その他の業務に当たるもの」について、募集要項6頁に示す「その他業務に当たる者」を指すものとみなし回答いたします。 その他業務に当たる者が実施する業務は、設計業務、建設業務、工事監理業務、建替住宅維持管理業務、付帯事業用地活用業務以外の本事業に関わる業務（例：資金調達、統括管理、建物所有等）とし、提案によります。 なお、質問に記載の「上下水道の管理や電気保安、エレベーター保守」は建替住宅維持管理業務のうち、建替住宅の電気機械設備の点検、保守及び監視業務に含まれるため、これらの業務に当たる者は維持管理企業としてください。 また、その他業務に当たる者については、個別の参加資格要件は設けません。 本件も含め、改めて募集要項の修正版を6月9日（金）に公表しますので、ご確認ください。 | |
| 2 | 募集要項 | 7 | 3 | (2) | イ | | その他の業務に当たるものの個別参加資格要件が明記されておりませんが、3頁（2）アの要件を満たせば資格有とみなすのでしょうか？ | 募集要項に関する質問回答No.1をご参照ください。 | |
| 3 | 要求水準書 | 19 | 3 | (1) | ウ | 配置予定技術者 | 申請時の配置技術者について契約時に恵庭市の技術者名簿に登録している技術者であれば変更は可能でしょうか？ | 要求水準書該当箇所のお書きに記載の通り、名簿への登録有無にかかわらず、退職、病気、死亡等のやむを得ない事情がなければ原則認めないものとします。 | |
| 4 | 要求水準書 | 20 | 3 | (1) | ウ | — | 配置予定技術者 | 土木設計、土木工事に係る要件について、配置予定技術者は設計や監理と同様に構成企業から業務の一部を下請又は委託された第三者に在籍する技術者の配置も可と考えて宜しいでしょうか。 | 土木設計に係る管理技術者及び照査技術者、並びに土木工事に係る監理技術者及び主任技術者は、各構成企業と資格審査受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。 本件も含め、改めて要求水準書の訂正版を5月30日（火）に公表しましたので、ご確認ください。 |
| 5 | 様式集 | 2 | 2 | (3) | ア | — | 参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類 | 各参加資格審査申請書について、実績調書は企業の実績、配置予定技術者調書は個人の実績と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 要求水準書19頁3（1）ウ 配置予定技術者 をご参照ください。 |

| No. | 書類名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問内容 | 最終回答 |
|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|-----|---|--|
| 6 | 様式集 | 2 | 2 | (3) | ア | — | 〃 | 各調書の添付書類について、テクリス・コリンズ登録内容確認書や契約書等の写しとありますが、実績を示すことができれば特に限定されないと考えて宜しいでしょうか。 | 参加資格審査申請書（設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者）の配置予定技術者調書に記載された者に関する「業務経歴のテクリス登録内容確認書や契約書等の写し」については、実績として確認できる施設パンフレット等でも可とします。 |
| 7 | 様式集 | 2 | 2 | (3) | ア | — | 〃 | 各配置予定技術者は、技術者の区分に示された1名の実績を提出すれば宜しいでしょうか。また、施設種類は特に限定しないことで宜しいでしょうか | <p>前段について、配置予定技術者調書は、以下の者について提出してください。その他の配置予定技術者（主任担当技術者、照査技術者、現場代理人等）については、各業務着手前に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務のうち建築設計の管理技術者 ・設計業務のうち土木設計の管理技術者 ・工事監理業務の管理技術者 ・建設業務のうち建築工事の監理技術者 ・建設業務のうち土木工事の監理技術者 <p>本件も含め、改めて様式集の修正版を6月9日（金）に公表しますので、ご確認ください。</p> <p>後段について、配置予定技術者調書に記載する業務経歴については、ご理解の通りです。施設種類を問わず、当該技術者の主たる業務経歴を記載してください。</p> |